

第5章 所有權移轉關係

1 各筆明細		印		印		印		印			
所有権の移転を受ける者の住所及び氏名 (A)	(住所)	TEL:	(自治会・班)	(氏名又は名称)	(年齢)	(印)					
所有権を移転する者の住所及び氏名 (B)	(住所)	TEL:	(自治会・班)	(氏名又は名称)	(年齢)	(印)					
所有権を移転する土地 (C)											
所在 大字	地番	地目 現況	面積 m ²	所有権登記の 所有 無	利用目的	所有権の 移転時期	対価 (円)	対価の 支払方法	対価の 支払期限	引渡し期 間	備考
水	田	普通畑	年	口	座込	年	月	振	月	日	
		樹園地	月	直接払							
		農業用 施設用地	日								
		その他									

利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)

所有権を移転する土地の (B) 以外の権原者等 (F)					
土地の所在 大字	住 所	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
地番					

この計画に同意する。
所有権の移転を受ける者 (印)

所有権を移転する者以外の者で所有権を移転する土地につき所有権その他の
使用収益権を有する者 (印)

住 所 (同上)

住 所 (同上)

住 所 (同上)

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別葉とする。
- (2) (C)欄は、大字別に記載する。
- (3) (C)欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合には実測面積（）書きで下段に2段書きする。
- (4) (C)欄の「所有権の登記の有無」は、登記簿の表題部に所有者の記載がある場合には（表）と、所有権の登記がある場合には（所）と、未登記の場合は（未）と記載する。
- (5) (D)欄の「利用目的」は、所有権の移転による当該土地の利用も目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、農業用施設用（畜舎）として利用開発して樹園地として利用等）を記載する。
- (6) (D)欄の「対価」は当該土地の移転の対価（立木等の額を算入したときはその合計金額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載する。）の額を記載する。なお、交換の場合で交換差金を伴うときは、その額を記載すること。
- (7) (E)欄は、所有権移転の法律関係を「売買」等と記載する。
- (8) (F)欄は、(B)欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
- (9) 「備考欄」は、次の事項を記載する。
 - ① 土地登記簿に、所有権以外の権利に関する事項、例えば抵当権の登記等があるときはその旨
 - ② 当該土地の所有権移転が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。
 - ③ 対価を分割払いの方法により支払う場合には、各支払期日ごとの支払金額
- (10) 農用地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受け、その者を代理して所有権の設定を行う場合には、利用権設定等委任解約書の写しを添付する。

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより行なわれる所有権の移転は、1の各筆明細に定めるもの(ほか、次に定めるところによる。

- (1) 所有権の移転
1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払をしたときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。
- (2) 農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効
1の各筆明細に定められた法律関係までに対価の全部の支払がなされたときは、当該土地の所有権に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。
- (3) 所有権以外の権利の消滅
所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者(譲渡人甲)は当該権利を消滅されるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。
- (4) 租税公課の負担
所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、譲渡人甲が負担する。
- (5) 所有権の移転の登記
この農用地利用集積計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者(譲受人乙)の請求により、市の嘱託により行なうものとし、譲渡人甲はこれに協力しなければならない。
- (6) 経費の負担
所有権の移転の登記に要する経費は、譲受人乙が負担する。その経費については、譲渡人甲及び譲受人乙が協議して定める。
- (7) 法律関係の解除
譲渡人甲又は譲受人乙は、相手方がこの農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、この農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。
- (8) 所有权取得者の義務
譲受人乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (9) その他
この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に關し疑義が生じたときは、譲渡人甲、譲受人乙及び市が協議して定める。

3 所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号	氏名又は名称	性別	年齢	農作業従事日数	日
利用権の設定等を受ける土地の面積	所有権の移転を受けるものが耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積	所有権の設定を受ける者の主たる経営作物	所有権の移転を受ける者の世帯主(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況	所有権の移転を受ける者の世帯主(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況	(D)
(A) m ²	(B) m ²	(C)	世帯員 (構成員)	農業従事者 (うち15才以上60才未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)
地目	筆数	面積	水稻 野菜 果樹 たばこ 茶 施設園芸	肉用牛 豚 乳用牛 肥育牛 鶏 その他	農業専従員 人 農業主として農業に従事する者 補助従業者として農業に従事する者
田畠		農地			人 (人)
畑					人 (人)
計					人 (人)
草		採草地			人 (人)
放牧地					
その他					
所有権の移転を受ける者の主な家畜の飼育状況(E)					
種類	頭数	頭量	種類	頭数	頭量
肉用牛			トラクター		
豚			耕耘機		
乳用牛			田植機		
肥育牛			コンバイン		
鶏			バイシダー		

(記載注意)

(1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1からだい4までのいづれかの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。

(2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によつて、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれ合算して面積を記入する。

(3) (C) 欄は、主たる経営作物を「水稻」「果樹」「養豚」「酪農」等を記載する。

(4) (D) 欄の「農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

(5) (F) 欄の「主な農機具の所有の状況」は、リースも含む。なお、リースにおいては（ ）括弧書きで台数を記載する。